

一般社団法人山口県立大学桜園校友会における個人情報の保護に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、一般社団法人山口県立大学桜園校友会における個人情報に関する基本的事項を定めるとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則に定める用語の定義は次のとおりとする。

- (1)「個人情報」とは、本法人を構成する一般会員・特別会員・名誉会員に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名・生年月日、その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）をいう。
- (2)「個人情報データベース等」とは、個人情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - ア) 一定の業務の目的を達成するために、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ) 前項に掲げるもののほか、一定の業務の目的を達成するために、氏名・生年月日その他の記述により、特定の個人情報を手作業で容易に検索処理することが出来るように体系的に構成したもの
- (3)「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4)「保有個人データ」とは、職務上作成し、または取得した情報であって組織的に利用するものとして、本法人が保有しているものをいう。
なお、当該保有個人データは、第4章「個人情報の開示及び訂正等」の対象となる。
- (5)「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(本法人の責務)

第3条 本法人は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに伴う本人の権利利益の侵害防止に関して必要な措置を講じるものとする。

(担当者の責務)

- 第4条** 個人情報を取り扱う担当者は、法令及び本規程を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、個人データの正確性及び安全性の確保に努める。
- 2 個人情報を取り扱う担当者は、業務上、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用しない。
 - 3 前項の規定は、担当者がその職を退いた場合にあっては同様とする。

(個人情報保護の管理責任者)

- 第5条** この規則の目的を達成するため、個人情報保護管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。管理責任者は、一般社団法人山口県立大学桜園校友会理事長（以下は「理事長」という。）とする。
- 2 管理責任者は、個人情報保護法に関する関連法及び本規程の趣旨に則り、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策を策定・実施するとともに、個人情報の管理に関する責任を負う。
 - 3 保有個人データの管理責任範囲について疑義が生じた場合は、一般社団法人山口県立大学桜園校友会委員会規則第3条第3号に定める情報システム・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）の審議により、これを定めるものとする。

第2章 個人情報の取り扱い

(個人情報の収集制限等)

第6条 個人情報の収集は、利用目的の達成に必要な範囲内で行う。

- 2 次の各号に掲げる個人情報は収集しない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 社会的差別の原因となる事項

3 個人情報収集するときは、本人から直接に情報を収集しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、その限りでない。

(1) 本人の同意があるとき

(2) 山口県立大学並びに山口県立大学後援会から本人に関する情報の提供を受けたとき

(3) 本人の生命、身体または財産保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 委員会が正当な理由があると認めたとき

4 収集した個人情報は、以下の場合に応じて保存しなければならない。

場 合	保存期間
① 本人を当事者とする契約書等に基づく個人データの提供を受けた場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間
② 個人データを継続的に若しくは反復して提供を受けた場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間
③ 上記①又は②以外の場合	当該記録を作成した日から3年間

(個人情報の利用制限)

第7条 収集した個人情報は、あらかじめ定めた利用目的以外に用いない。ただし、次の各号に該当する場合は、その限りでない。

(1) 本人の同意があるとき

(2) 法令に基づくとき

(3) 本人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難なとき

(第三者提供の制限等)

第8条 収集した個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。ただし、次の各号に該当する場合はその限りでない。

(1) 法令に基づくとき

(2) 本人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難なとき

2 山口県立大学に関しては、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報を提供することができる。

3 その他の第三者への情報提供に関しては、委員会の審議を経て、利用目的の達成に必要な範囲内において本人の同意を得た後、提供することができる。

4 第三者に提供した個人情報は、以下の場合に応じて保存しなければならない

場 合	保存期間
① 本人を当事者とする契約書等に基づく個人データの提供の場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
② 個人データを継続的に若しくは反復して提供する場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
③ 上記①又は②以外の場合	当該記録を作成した日から3年間

（個人情報の適正管理）

第9条 管理責任者は、個人情報の安全管理及び正確性を確保するために、次に掲げる事項について適切な措置を講じる。

- （1）個人情報の改ざん、漏洩、紛失または毀損を防止すること
- （2）利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報を正確かつ最新の内容に保つこと
- （3）保有する必要のなくなった個人情報は速やかに破棄または消去すること

（委託における取り扱い）

第10条 管理責任者は、個人情報の処理を伴う業務の全部または一部を業者等（以下「受託者」という。）に委託しようとするときは、業務目的の達成に必要な範囲内において情報を提供するものとし、委託する個人情報の安全管理を図るため委託契約（覚書を含む。）を締結し、適切な監督を行う。

- 2 受託者は、個人情報の取り扱いについては契約条項を遵守し業務遂行において個人情報の保護に努めなければならない。
- 3 受託者は、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報の不正利用等防止策を講じなければならない。

第4章 個人情報の開示及び訂正等

（自己情報の開示請求と訂正等）

第11条 本人は、自己に関する個人情報について、当該個人情報を管理する管理責任者に対して開示請求することができる。なお、申請者の本人確認をすることとする。

- 2 管理責任者は、本人から当該本人の個人情報の開示を求められた場合は、遅滞なく当該個人情報を開示する。
- 3 管理責任者は、本人から当該個人情報の内容が事実でないという理由によって、内容の訂正、追加、利用停止、第三者提供の停止、削除または消去（以下「訂正等」という。）を請求されたときは、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該個人情報の訂正等を行う。
- 4 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人に個人情報の全部または一部を開示しないことができる。この場合、管理責任者は、当該本人にその理由を文書により通知する。
 - （1）本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利・利益を害する恐れがあるとき
 - （2）本会の業務の適正な執行に著しい支障を及ぼす恐れがあるとき

第5章 苦情の処理及び相談

（苦情の処理及び相談）

第12条 管理責任者は、個人情報の取り扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理するため、苦情及び相談を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 窓口は、校友会事務局とする。
- 3 苦情の処理及び相談のうち、その案件内容によって判断が困難な場合は、委員会に審議を要請しなければならない。

第6章 教育・研修等

（教育・研修等）

第13条 管理責任者は、この規則及び関連法令等の趣旨に則り、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、担当者に対する必要な教育・研修等を実施する。

第7章 雑則

（法等の取り扱い）

第14条 この規則に定めるもののほか、個人情報の保護の取り扱いに関する事項については、法及びその他の関係法令により取り扱う。

（規程の改廃）

第15条 この規則の改廃は、委員会の議を経て理事会にて決定する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。